

定款変更認証申請に係る縦覧書類

(令和7年度)

1 申請年月日

令和7年4月7日

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Social Good

3 代表者の氏名

玉元 貴彦

4 主たる事務所の所在地

四日市市三栄町3番17-802号プレサンスロジェ四日市中央通り

5 定款記載の目的

当法人は、障害者支援、フードバンク事業による生活困窮者支援、ファミリーホームによる家庭養護支援に関する事業を行い、地域の福祉活動の向上、相互扶助の社会づくり、全ての児童が家庭で暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

6 縦覧期間

令和7年4月7日 ～ 令和7年4月21日

特定非営利活動法人Social Good定款

令和3年3月1日 作成
令和3年5月6日 法人設立
令和6年12月4日 変更

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、特定非営利活動法人Social Goodという。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を三重県四日市市三栄町3番17-802号
プレサンスロジェ四日市中央通りに置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、障害者支援、フードバンク事業による生活困窮者支援、ファミリーホームによる家庭養護支援に関する事業、地域活動支援センター事業を行い、地域の福祉活動の向上、相互扶助の社会づくり、全ての児童が家庭で暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 当法人は、その目的を達成する為、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動
- (9) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (10) 国際協力の活動
- (11) 経済活動の活性化を図る活動
- (12) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (13) 障がい者の自立と共生社会（障がいのある人となない人が、相互に人格と個性を尊重し合い、それぞれの違いを認め合いながら共に生きる社会をいう。）の実現を図る活動

(事業)

第5条 当法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- 2 児童福祉施設事業

- 3 フードバンク事業
- 4 地域福祉サービス事業
- 5 地域活動支援センター事業

第3章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助する個人又は団体で、理事が推薦するもの。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

(1) 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(2) 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第9条 当法人の会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 当法人の会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決より、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第11条

1 当法人に次の役員を置く

- (1) 理事3人以上10人以内
 - (2) 監事1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第12条

- 1 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第13条

- 1 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 当法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、当法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることが発覚した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は当法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第14条

- 1 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条

- 1 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第18条

- 1 当法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章総会

(種別)

第19条 当法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 借入金（その事業年度内の利益を持って償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第22条

- 1 通常総会は、毎事業年度1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正社員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第13条第5項4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第23条

- 1 社員総会は、第22条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、第22条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第26条

- 1 社員総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要する場合は、当日総会出席者総数の2分の1以上の議により議題とすることができる
- 2 社員総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面または電磁的方法による表決により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第27条

- 1 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第25条、前条第2項、次条第1項第2号及び第48条の適用については、社員総会に出席したものとみなす。
- 4 社員総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第28条

- 1 社員総会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、社員総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 社員総会に付議すべき事項
- (2) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他社員総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第31条

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第5項5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第32条

- 1 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、第前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第34条

- 1 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第35条

- 1 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第34条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第36条

- 1 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法表決者にあつてはその旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章資産及び会計

(資産の構成)

第37条 当法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業から生じる収益
- (5) その他の収益

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(資産の区分)

第39条 当法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 当法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 当法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 当法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 当法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、社員総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条

- 1 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条

- 1 当法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 当法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない

(解散)

第49条

- 1 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 社員総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 当法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 当法人が合併しようとするときは、総会の2分の1以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章公告の方法

(公告の方法)

第52条 当法人の公告は、当法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経、理事長がこれを定める。

附則

-
- 1 この定款は、当法人の成立の日から施行する。
 - 2 当法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長 玉元貴彦
副理事長 中野靖章
理事 木村裕之
監事 清水智幸
 - 3 当法人の設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、
成立の日から2023年3月31日までとする。
 - 4 当法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、
設立総会の定めるところによるものとする。
 - 5 当法人の設立当初の事業年度は、第38条の規定にかかわらず、成立の日から2022
年3月31日までとする。
-

(※) これは、当法人の定款である。

三重県四日市市三栄町3番17-802号
プレゼンスロジェ四日市中央通り
特定非営利活動法人Social Good
理事長 玉元貴彦

令和7年度 事業計画書

(令和 7年 4月 1日～ 令和 8年 3月 31日)

特定非営利活動法人 Social Good

1 事業実施の方針

令和7年4月：名古屋市千種区にて地域活動支援センター事業開始

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	精神障害、知的障害のある方が日常生活や社会生活上の支援を受けながら、共同生活を行う入居施設	令和7年4月1日～令和8年3月31日	名古屋市 天白区・ 名東区・ 千種区・ 瑞穂区	40人	知的又は精神障害者の利用者31人
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	精神障害、知的障害のある方が日常生活や社会生活上の支援を受けながら、共同生活を行う日中活動施設	令和7年4月1日～令和8年3月31日	名古屋市 千種区	5人	知的又は精神障害者の利用者31人
地域活動支援センター事業	精神障害、知的障害のある方が日常生活や社会生活上の支援を受けながら、共同生活を行う日中活動施設	令和7年4月1日～令和8年3月31日	名古屋市 千種区	15人	知的又は精神障害者の利用者31人

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数
	該当なし			

令和8年度 事業計画書

(令和 8年 4月 1日～ 令和 9年 3月 31日)

特定非営利活動法人 Social Good

1 事業実施の方針

令和7年4月：名古屋市千種区にて地域活動支援センター事業開始

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	精神障害、知的障害のある方が日常生活や社会生活上の支援を受けながら、共同生活を行う入居施設	令和8年4月1日～令和9年3月31日	名古屋市 天白区・ 名東区・ 千種区・ 瑞穂区	40人	知的又は精神障害者の利用者31人
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	精神障害、知的障害のある方が日常生活や社会生活上の支援を受けながら、共同生活を行う日中活動施設	令和8年4月1日～令和9年3月31日	名古屋市 千種区	5人	知的又は精神障害者の利用者31人
地域活動支援センター事業	精神障害、知的障害のある方が日常生活や社会生活上の支援を受けながら、共同生活を行う日中活動施設	令和8年4月1日～令和9年3月31日	名古屋市 千種区	15人	知的又は精神障害者の利用者31人

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数
	該当なし			

令和7年度 活動予算書
 令和 7年 4月 1日 から令和8年 3月 31日まで
 特定非営利活動法人 Social Good

(単位: 円)

科目	金額 (円)		
I 経常収益			
1. 受取会費 利用者収入	15,000,000	15,000,000	
2. 受取寄附金 受取寄附金	0		
3. 受取助成金等 受取名古屋市補助金 愛知県国民健康保険団体連合会 (GH) 愛知県国民健康保険団体連合会 (自立訓練) 愛知県 障害者食材支援金・物価高騰対策支援金	12,500,000 78,000,000 15,000,000 400,000	105,900,000	
4. 事業収益 事業収益	0		
5. その他収益 受取利息 雑収益			
経常収益計			120,900,000
II 経常費用			
1. 事業費			
① グループホーム			
(1) 人件費 給料手当 賃金手当 アルバイト給料 賞与 法定福利費 福利厚生費	22,000,000 16,000,000 16,000,000 9,000,000 4,000,000 500,000		
人件費計	67,500,000		
(2) その他経費 会議費 旅費交通費 賃借料 減価償却費 水道光熱費 租税公課 修繕費 消防設備に係る保守点検費 通信費 事務用品費 保険料 食材提供費 防災備蓄費 (食糧及び飲料水) 訪問看護費 支払手数料 広告宣伝費 諸会費 顧問料 研修費 雑費 その他経費計	2,600,000 5,000,000 13,000,000 830,000 3,000,000 110,000 1,500,000 10,000 1,500,000 3,000,000 450,000 5,000,000 600,000 1,000,000 2,500,000 150,000 30,000 200,000 1,000,000 100,000 41,580,000		
グループホーム事業費計		109,080,000	
② 自立訓練施設			
(1) 人件費 賃金手当 人件費計	4,100,000 4,100,000		
(2) その他経費 賃借料 通信費	2,400,000 3,000		

事務用品費	40,000		
車両費	100,000		
諸会費	5,000		
その他経費計	2,548,000		
自立訓練施設事業費計		6,648,000	
③地域活動支援センター事業			
(1) 人件費			
賃金手当	1,200,000		
人件費計	1,200,000		
(2) その他経費			
事務用品費	50,000		
車両費	100,000		
諸会費	5,000		
その他経費計	155,000		
地域活動支援センター事業計		1,355,000	
事業費計		117,083,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	240,000		
人件費計	240,000		
(2) その他経費			
交際費	600,000		
研修費	500,000		
減価償却費	53,000		
事務用品費	30,000		
寄附金	20,000		
支払手数料	50,000		
諸会費	50,000		
新聞図書費	10,000		
顧問料	200,000		
その他経費計	1,513,000		
管理費計		1,753,000	
経常費用計			118,836,000
当期経常増減額			2,064,000
Ⅲ 経常外収益			
経常外収益計			0
経常外収益計	0		
Ⅳ 経常外費用			
支払利息	150,000		
経常外収益計		150,000	
経常外費用計			150,000
当期正味財産増減額			1,914,000
前期繰越正味財産額			7,699,619
次期繰越正味財産額			9,613,619

令和8年度 活動予算書
 令和 8年 4月 1日 から令和9年 3月 31日まで
 特定非営利活動法人 Social Good

(単位: 円)

科目	金額 (円)		
I 経常収益			
1. 受取会費 利用者収入	16,000,000	16,000,000	
2. 受取寄附金 受取寄附金	0		
3. 受取助成金等 受取名古屋市補助金 愛知県国民健康保険団体連合会 (GH) 愛知県国民健康保険団体連合会 (自立訓練) 愛知県 障害者食材支援金・物価高騰対策支援金	12,500,000 78,000,000 15,000,000 400,000	105,900,000	
4. 事業収益 事業収益	0		
5. その他収益 受取利息 雑収益			
経常収益計			121,900,000
II 経常費用			
1. 事業費			
① グループホーム			
(1) 人件費 給料手当 賃金手当 アルバイト給料 賞与 法定福利費 福利厚生費 人件費計	22,000,000 16,000,000 16,000,000 9,000,000 4,000,000 500,000 67,500,000		
(2) その他経費 会議費 旅費交通費 賃借料 減価償却費 水道光熱費 租税公課 修繕費 消防設備に係る保守点検費 通信費 事務用品費 保険料 食材提供費 防災備蓄費 (食糧及び飲料水) 訪問看護費 支払手数料 広告宣伝費 諸会費 顧問料 研修費 雑費 その他経費計	2,600,000 5,000,000 13,000,000 830,000 3,000,000 110,000 1,500,000 10,000 1,500,000 3,000,000 450,000 5,000,000 600,000 1,000,000 2,500,000 150,000 30,000 200,000 1,000,000 100,000 41,580,000		
グループホーム事業費計		109,080,000	
② 自立訓練施設			
(1) 人件費 賃金手当 人件費計	4,100,000 4,100,000		
(2) その他経費 賃借料 通信費	2,400,000 3,000		

事務用品費	40,000		
車両費	100,000		
諸会費	5,000		
その他経費計	2,548,000		
自立訓練施設事業費計		6,648,000	
③ 地域活動支援センター事業			
(1) 人件費			
賃金手当	1,200,000		
人件費計	1,200,000		
(2) その他経費			
事務用品費	50,000		
車両費	100,000		
諸会費	5,000		
その他経費計	155,000		
地域活動支援センター事業計		1,355,000	
事業費計		117,083,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	240,000		
人件費計	240,000		
(2) その他経費			
交際費	600,000		
研修費	500,000		
減価償却費	53,000		
事務用品費	30,000		
寄附金	20,000		
支払手数料	50,000		
諸会費	50,000		
新聞図書費	10,000		
顧問料	200,000		
その他経費計	1,513,000		
管理費計		1,753,000	
経常費用計			118,836,000
当期経常増減額			3,064,000
Ⅲ 経常外収益			
経常外収益計			0
経常外収益計	0		
Ⅳ 経常外費用			
支払利息	150,000		
経常外収益計		150,000	
経常外費用計			150,000
当期正味財産増減額			2,914,000
前期繰越正味財産額			9,613,619
次期繰越正味財産額			12,527,619

